

規則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三十三号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表一七の項中「三四・四二から五六・九二まで」を「四〇・一〇から五五・六七まで」に、「二三八」を「一四四」に改め、同表二三の項中「三三・六九」を「三七・九二」に、「三一六」を「二五二」に改め、同表中一四五の項を削り、一四六の項を一四五の項とし、一四七の項から一六三の項までを一項ずつ繰り上げ、一六四の項を一六三の項とし、同項の次に次のように加える。

一六四	グレイス春日部藤塚住宅	春日部市藤塚	中層耐火	五〇・〇四	二〇
-----	-------------	--------	------	-------	----

別表二四九の項中「三九〇」を「二九〇」に改め、同表中三二六の項を三二七の項とし、三一九の項から三二五の項までを一項ずつ繰り下げ、三二八の項の次に次のように加える。

三一九	宮代道仏住宅	南埼玉郡宮代町 字道佛	中層耐火	四九・七二	二〇
-----	--------	----------------	------	-------	----

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。